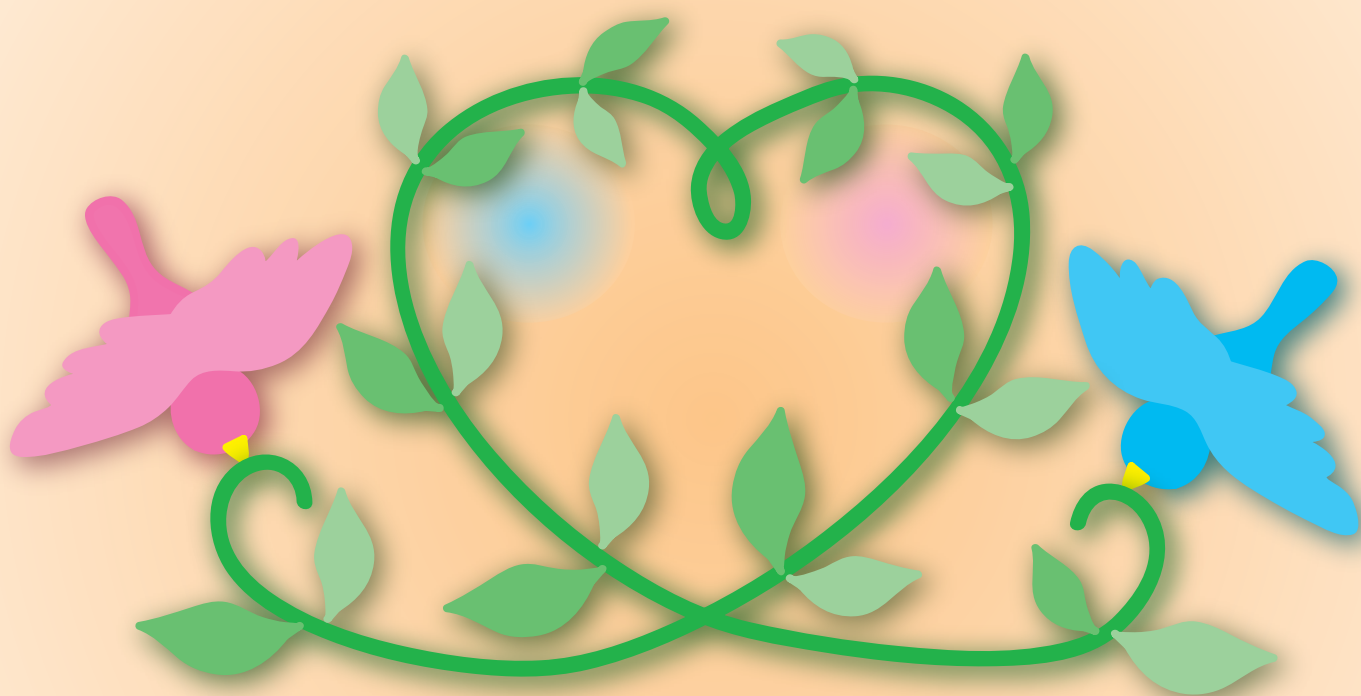


# 第2次下妻市男女共同参画推進プラン

概要版

2012-2016



広げよう 心と心がつながる社会  
～ 大切なパートナー 対等なパートナー ～

下妻市

# ● 第2次下妻市男女共同参画推進プラン策定にあたって

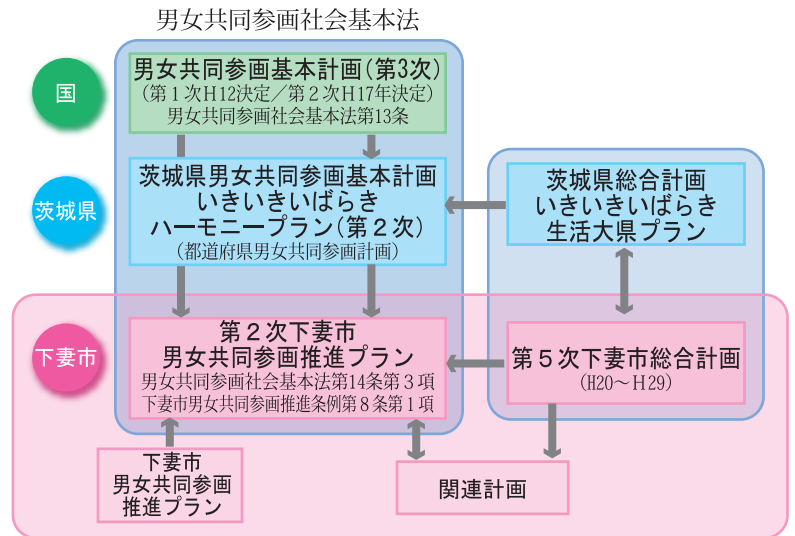
## プラン策定の趣旨

下妻市では、男女共同参画推進条例に基づき、一人ひとりがその個性や能力を発揮できるまちづくりを目指し、住民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会の実現を推進する施策の基本的方向性を示す指針として、「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定します。

## プランの性格と位置づけ

「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」です。

策定にあたっては、国及び茨城県の計画との整合を図るとともに、下妻市の総合計画、関連計画との整合に留意した計画とします。



## プランの期間

年度	23	24	25	26	27	28
国 第3次男女共同参画基本計画	(平成23年度～平成27年度)				見直し	
茨城県 男女共同参画基本計画(第2次) いきいきいばらきハーモニープラン	(平成23年度～平成27年度)				見直し	
第2次 下妻市男女共同参画推進プラン	プラン策定	(平成24年度～平成28年度)				見直し

「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」は、国及び茨城県の計画の見直し状況を踏まえ、平成28年度に見直します。

計画期間は平成24年度～平成28年度の5年間です。

## 基本方針

- 時代の変化や国及び県の動き、本市の概況や女性を取り巻く環境、本市における施策の進捗状況、市民意向などを的確に捉えながら計画策定を進めます。
- 施策の再整理と事業の精査を行うとともに、可能な範囲で具体的な施策と事業を設定します。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、男女共同参画のための積極的是正措置(ポジティブ・アクション)、女性に対する暴力の根絶(ドメスティック・バイオレンス(DV)対策)などの施策展開について、重点化を図ります。
- 男性・子どもにとっての男女共同参画、地域・防災などにおける男女共同参画に係る施策展開に取り組みます。

# ● 第2次下妻市男女共同参画推進プラン策定の基本的考え方

## 基本理念

下妻市では、国の男女共同参画基本計画及び茨城県の男女共同参画基本計画との整合を図り、一体的に男女共同参画社会づくりを目指していきます。

このように国・県の示す基本理念を踏まえ、下妻市では一人ひとりがその個性や能力を発揮できるまちづくりをめざし、市民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会を築いていくこととなります。

それでは、"男女共同参画社会を築くこと"とはどのようなことでしょうか。

それは、互いを認め、互いのチャレンジを支援していけるような社会を作ること、男女が社会的に平等に認められること、それぞれが社会に平等に関わること、そして共に責任を担い男女が共同して成り立たせる社会を目指すことと考えます。

そこで、本計画の基本理念を

**広げよう 心と心がつながる社会**  
～ 大切なパートナー 対等なパートナー ～

と決めました。

## プランの目標

基本理念の実現を目指し、4つの基本目標を掲げます。

これらの基本目標に沿って、これまで培ってきた下妻市の地域性を大切に市民一人ひとりの個性や考え方を尊重し、共に責任を分かち合い認め合いながら、国際社会の一員として国際的協調に努め、心と心がつながる、生き生きと暮らせる下妻市らしい男女共同参画社会を目指します。



### 基本目標Ⅰ

#### 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革



- 固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男女共同参画社会の形成に必要な法律や制度などの理解促進を図る。
- 学校教育、生涯学習において、男女共同参画を目指す教育を積極的に推進する。
- 暴力を許さない環境づくりに向けた啓発や相談体制の充実に努めるとともに、被害者の保護、支援、セクシャル・ハラスメントの防止対策を図る。

#### 主要課題

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成
- 2 男女共同参画を推進するための教育の充実
- 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

### 基本目標Ⅱ

#### 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備



- 政策・方針決定の場において男女が共同参画するため、積極的改善措置の取組を推進するとともに、雇用分野における女性の参画拡大を促進する。
- 男性にとっての男女共同参画を推進するとともに、次代を担う子どもたちの男女共同参画の理解を促進する。
- 防災・防犯、交通安全、環境などあらゆる分野において男女共同参画の視点で取り組むよう活動を支援する。

#### 主要課題

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- 2 男性、子どもにとっての男女共同参画
- 3 地域社会における男女共同参画の推進

### 基本目標Ⅲ

#### 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備



- 子育て支援と連携しながら、仕事と生活の調和の実現を目指した環境づくりに取り組む。
- 男女が差別されることのない雇用の機会と待遇の確保や、多様な働き方のための就労環境の整備を支援する。

#### 主要課題

- 1 男女の仕事と生活の調和
- 2 雇用の場における均等な機会と待遇の確保

### 基本目標Ⅳ

#### 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実



- すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な取組や、男女の性差に応じた健康支援に取り組む。
- 高齢者や障害者、ひとり親などの援助が必要な家庭や異文化の中で生活している外国人の方などが、安心して生活できる環境づくりを進める。

#### 主要課題

- 1 生涯を通じた男女の健康支援
- 2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し
- (2) 意識啓発のための情報提供・法制度等の理解促進

- (1) 男女共同参画を推進する教育・学習

- (1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化

目標指標

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合

学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合

DV被害を受けたと回答した人のうち「どこにも誰にも相談しなかった」市民の割合

目標値 H23→H28

46.2%→50.0%

64.4%→70.0%

44.0%→20.0%

施策の方向性

- (1) 行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大

- (1) 男性、子どもにとっての男女共同参画

- (1) 地域おこし、まちづくりの分野での女性の参画の推進

目標指標

審議会等の女性の登用率

男女共同参画社会基本法という言葉を見たり聞いたりした市民の割合

町内会、自治会などの住民組織の中で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合

目標値 H23→H28

21.1%→30.0%

28.8%→40.0%

25.5%→30.0%

施策の方向性

- (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発
- (2) 仕事と子育ての両立支援の推進

- (1) 地元企業における就労環境の整備支援と多様な働き方の支援

目標指標

ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりした市民の割合

男性の育児休業を取得した方がよいと思う市民の割合

目標値 H23→H28

21.6%→50.0%

35.1%→50.0%

施策の方向性

- (1) 生涯を通じた男女の健康保持・増進、性差に応じた健康支援
- (2) 妊娠出産に関する健康支援

- (1) 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備
- (2) 援助が必要な家庭への支援

目標指標

子宮がん、乳がん、前立腺がん検診の受診者数

要介護認定者が何らかの介護サービスを受けている率

目標値 H23→H28

子宮がん 927人→1,200人  
乳がん 904人→1,100人  
前立腺がん 1,041人→1,200人

81.2%→95.0%

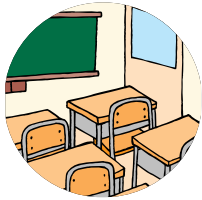
# 1 男女の地位の平等感

Q あなたは、次のような面で男女の地位は平等になっていると思いますか？

すべての項目で「男性の方が優遇」もしくは「どちらかといえば男性の方が優遇」されていると感じている方が多く、『政治の場』『社会通念・慣習・しきたり』ではより不公平感が強くなっています。

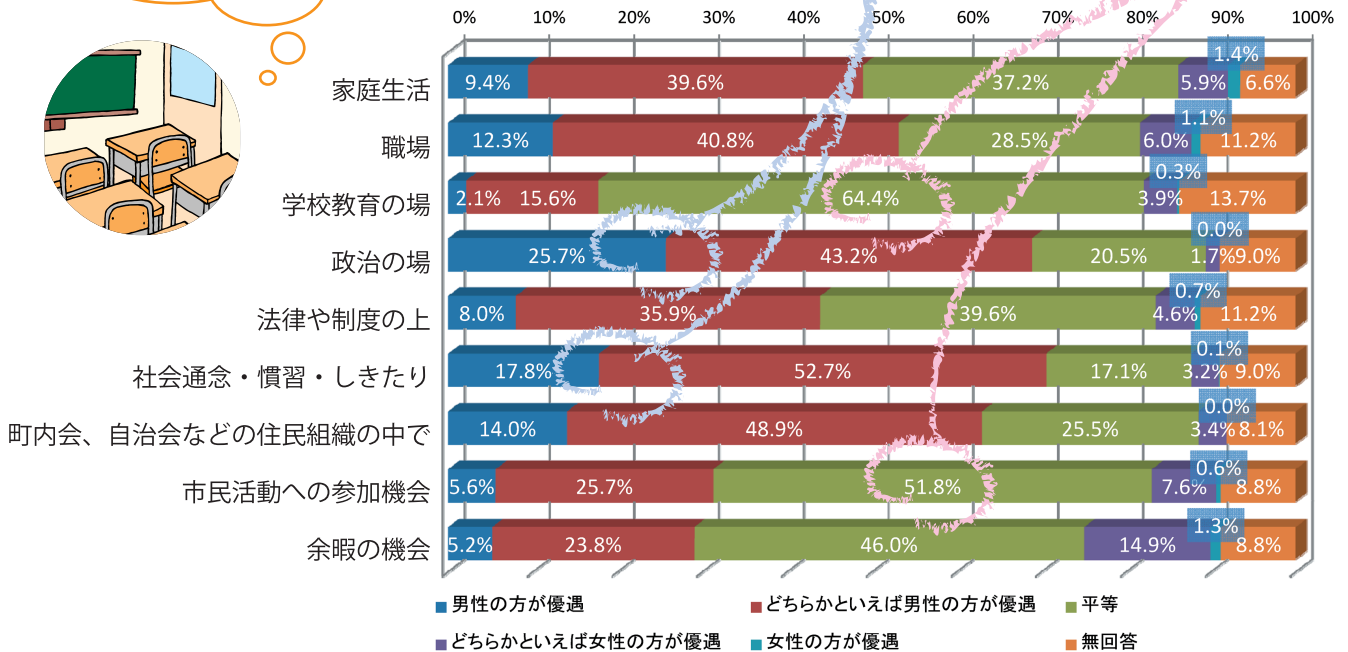
男女の平等感が高かった項目は『学校教育の場』『市民活動への参加機会』でした。

学校では男女の平等感が高いと感じている人が多くなっています



男女の不公平感が高かった項目

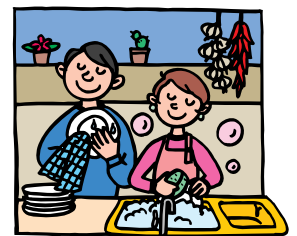
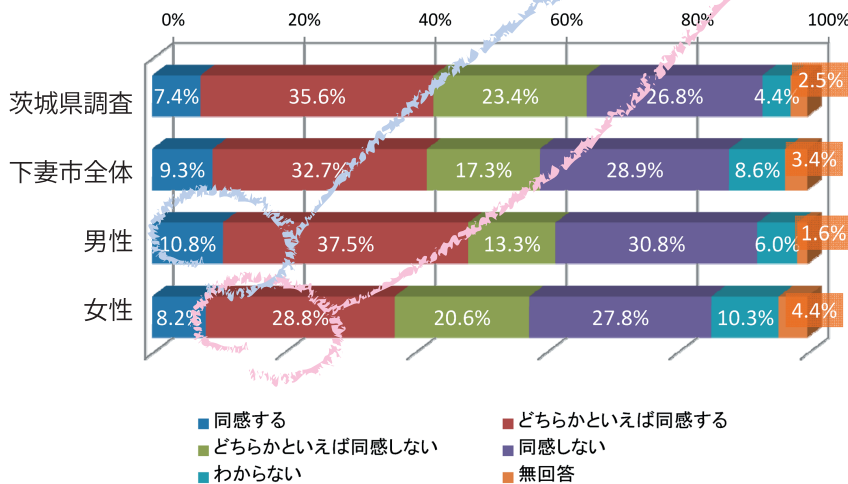
男女の平等感が高かった項目



# 2 固定的な性別役割分担意識

Q あなたは、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についてどのように思いますか？

女性と男性では意識の差があることがわかります



「同意しない」もしくは「どちらかといえば同意しない」と答えた人の割合(46.2%)が、「同意する」もしくは「どちらかといえば同意する」と答えた人の割合(42.0%)をやや上回っています。

県調査でも同様の傾向ですが、「同意しない」もしくは「どちらかといえば同意しない」と答えた人の割合が50%を超えています。

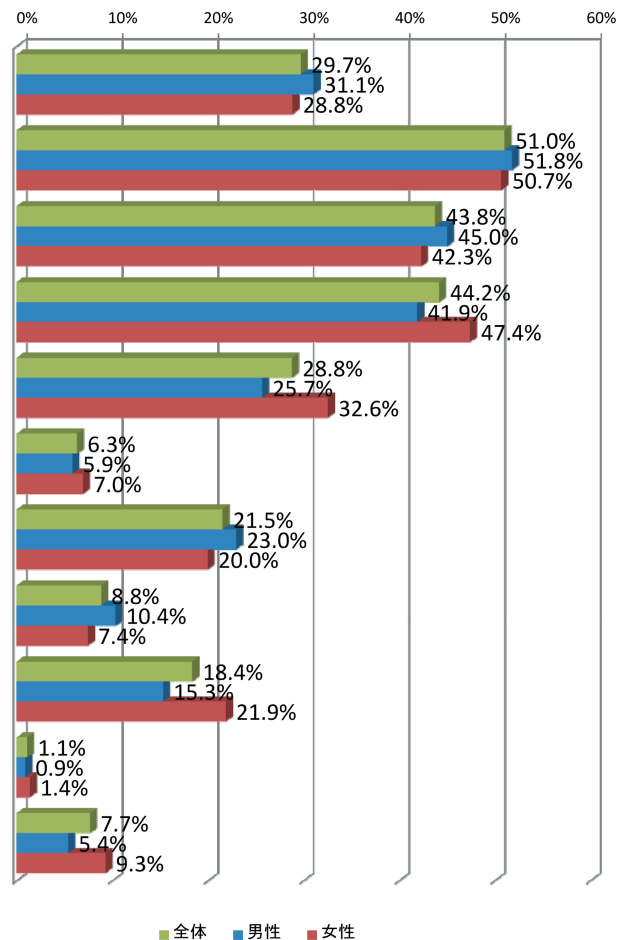
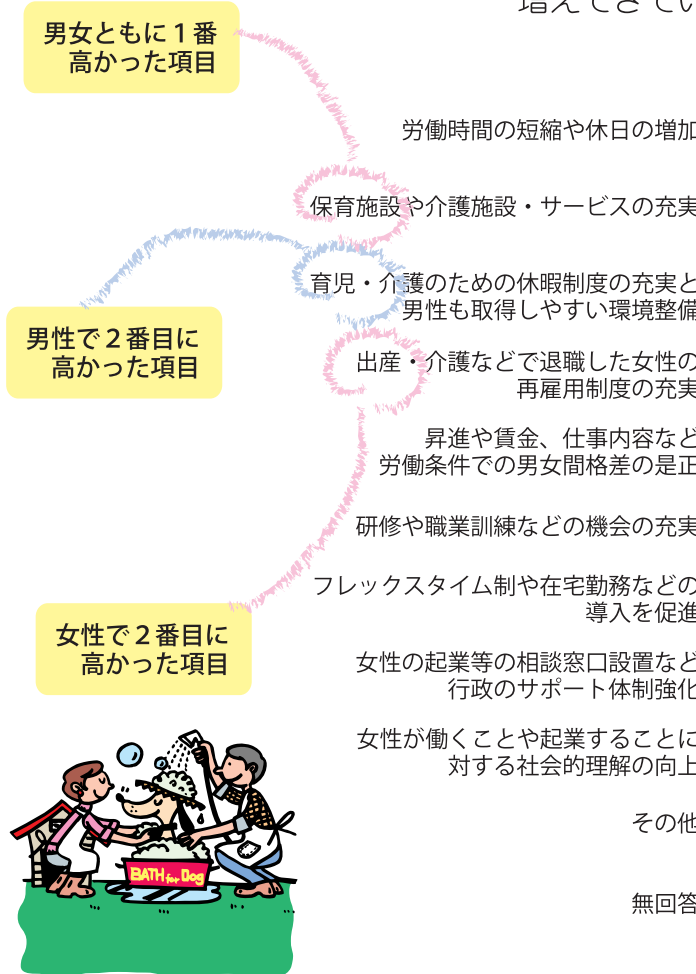
## 3

### 女性の労働環境

Q 働いている方にうかがいました。  
女性が働きやすくするために必要なことは何ですか？

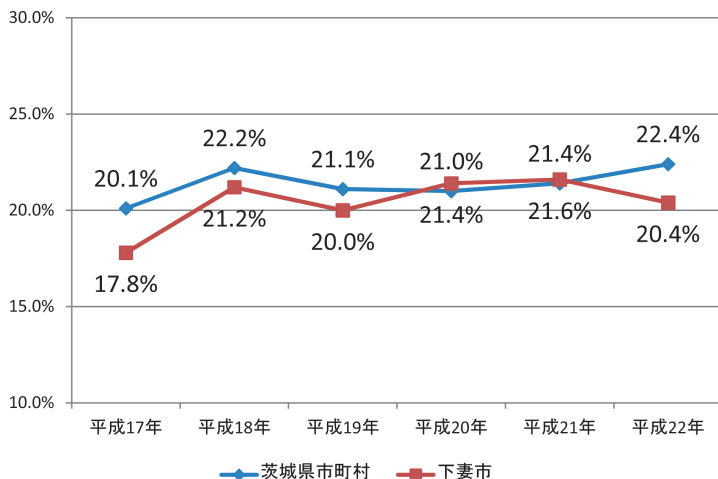
「保育施設や介護施設・サービスの充実」(51.0%)、「出産・介護などで退職した女性の再雇用制度の充実」(44.2%)、「育児・介護のための休暇制度の充実と男性も取得しやすい環境整備」(43.8%)が必要だと考える人の割合が高くなっています。

また、男性では「育児・介護のための休暇制度の充実と男性も取得しやすい環境整備」の割合が45.0%と2番目に高くなっていて、男性も育児・介護に積極的に係わりようと考えている人が増えてきているようです。



## 4

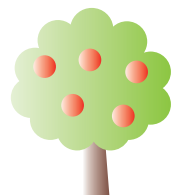
### 審議会等における女性の登用状況



下妻市と茨城県市町村平均の「審議会等における女性の登用状況」の推移を比較してみました。

下妻市は20%前後を推移していて市町村平均とはほぼ同じような傾向ですが、平成22年には市町村平均が右肩上がりになっていますが下妻市は前年より下がっています。

下妻市の政策・方針決定過程に女性の考えを反映させるためにも、目標である30%を目指した取組が必要です。



## 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。  
(男女共同参画社会基本法第2条)



## 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)とは

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対して、活動に参画する機会を積極的に提供する取組です。  
(参考:女性のチャレンジ支援策について 内閣府)



## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。  
(参考:仕事と生活の調和(ワークライフバランス憲章))



## 固定的な性別役割分担意識とは

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。



## ドメスティック・バイオレンスとは

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多く、内閣府では、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。



## 性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)とは

個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、健康とは疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味し、すべての人々の基本的人権として位置づける理念です。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。



## 第2次下妻市男女共同参画推進プラン 概要版

平成24年3月発行

下妻市 総務部 市民協働課 男女共同参画係  
〒304-8501 茨城県下妻市本城町2-22  
TEL:0296-43-2111  
E-mail:kyodo@city.shimotsuma.lg.jp  
HP:http://www.city.shimotsuma.lg.jp/

### ●男女共同参画に関する各種相談窓口●

#### 女性プラザ男女共同参画支援室

相談内容:起業、再就職、地域・団体活動等の様々な分野へのチャレンジに関する相談

電話:029-233-3982(平日9:00~17:00)

#### 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会 (女性プラザ男女共同参画支援室)

相談内容:男女共同参画に関する苦情・意見

電話:029-233-7837(平日9:00~17:00)

#### 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)

相談内容:女性に関する相談、配偶者からの暴力に関する相談  
電話:029-221-4166  
(平日9:00~21:00 土・日・祭日9:00~17:00)

#### 警察本部「女性と家庭の相談室」

相談内容:ストーカー行為、配偶者からの暴力に関する相談  
電話:029-301-0110(代表)

#### 厚生労働省茨城労働局雇用均等室

相談内容:職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する相談  
電話:029-224-6288(平日8:30~17:15)